　　　　　　　　　　　　事務連絡

令和６年５月１４日

就労継続支援B型事業所

管理者　様

　　奈良市福祉部

障がい福祉課長

就労継続支援B型サービスにおける短時間利用減算除外者の認定の取扱いについて

　平素は、障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　奈良市における就労継続支援B型サービス短時間利用減算除外者の認定の取扱いについて、下記のとおり定めました。ご確認の上、適切にご対応くださるようお願いいたします。

記

１．短時間利用減算除外者の認定について

　遠方からの利用者等でやむを得ず送迎に長時間を要する利用者、あるいは障害特性等に起因するやむを得ない理由により、４時間未満の就労継続支援B型サービス利用となった利用者のうち本市が認定した者（以下、「短時間利用減算除外者」）については、４時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えないとされています。

やむを得ない理由については、例えば、重度の身体障害や精神障害等の障害特性等に起因するものであり、①利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、②サービス担当者会議において検討され、③サービス等利用計画等に位置づけられていることが前提となります。本人の障害特性や症状、利用状況等の具体的な内容が判るものの提出をもって、本市が短時間利用減算除外者の認定をすることになります。

２．認定の流れ

（１）短時間利用減算除外者（見込み）については、本市障がい福祉課生活支援係へ必要書類をご提出ください。

必要書類は、①短時間利用減算に係る計算シート、②短時間利用減算除外者（見込み）のサービス等利用計画等（個別支援計画でも可。この件により、再度サービス等利用計画書を作成する必要はありません。計画書に記載しづらい場合はサービス等利用計画または個別支援計画にあわせて別紙添付でも可。また、短時間の在宅利用については支援効果が見られる場合において短時間利用減算除外者として認める場合があります）、③本市の認定を必要とする短時間利用減算除外者（見込み）一覧表とします。一覧表には利用者氏名及び受給者番号を記載してください。

（２）通知について

　短時間利用減算除外者の認定の可否については、申請のあった事業所へ後日通知します。

（３）適用期間について

　短時間利用減算除外者については、同事業所の利用を続けており、かつ短時間利用者となるやむを得ない理由に変更がない場合は、適用を継続します。なお、障害福祉サービスの更新や変更等でサービス等利用計画等を提出される際には、短時間利用減算除外者である理由を記載してください。

　　　以上

お問い合わせ先

〒630－8580　奈良市二条大路南1丁目1番1号

奈良市福祉部　障がい福祉課

生活支援係（短時間利用減算除外者の認定について）

TEL:0742-34-4593　FAX:0742-34-5080

Email: shougaifukushi@city.nara.lg.jp